

緑ヶ丘公園児童遊園における物販利用事業者（試行実施）
募集要項

1 趣旨・目的

帯広市では、「緑ヶ丘公園エリアビジョン」の実現に向け、公園利用者へのサービス向上を目的に、物品の販売等（以下「物販利用」という。）を行う事業者の募集に試行的に取り組みます。

今回の試行実施では、従来の行為許可のルールを一部緩和しつつ物販利用を実施していただく中で、緑ヶ丘公園の利便性向上に望ましいサービスや設置場所について検証していきます。

2 期間及び時間帯

令和7年7月24日（木）～令和7年8月6日（水） 9時～17時

※ただし、7月28日（月）及び8月4日（月）を除きます。

3 出店場所

緑ヶ丘公園児童遊園芝生内（※別添「出店位置図」参照）

4 販売品目

調理営業・販売業として保健所の許可を得ている、飲食物又は緑ヶ丘公園で販売することが相応しい商品

5 出店申込み

(1) 申込受付期間

令和7年7月1日（火）～7月11日（金）17時まで

(2) 申込上限 3事業者

設置できるものは、1事業者につき、テント1張又はキッチンカー1台に限ります。

(3) 申込方法

本要項をお読みのうえ、応募フォームに必要事項を入力してください。

URL : <https://www.harp.lg.jp/dBYqf54N>



(4) 添付書類

- ① 食品販売のうち保健所の許可が必要な場合は、有効な営業許可書の写し
- ② 設置するテントやキッチンカーの投影面積がわかる書類
- ③ 販売する商品の概要がわかる書類

(5) 出店の決定

申込内容及び添付書類を確認のうえ、出店可能日数が多い順に決定します。

なお、同数で重複した場合は、くじ引き又は帯広市で調整します。

6 出店に伴う使用料 1㎡につき 60円/日

7 出店の流れ

(1) 期間前

- ① 7月15日（火）に出店決定に関する通知及び出店区画等をお知らせします。
- ② 通知を受けた出店者は、7月16日（水）までに帯広市に対して行為許可申請書及び制約事項を提出（メールでの提出も可能）してください。
- ③ 出店日の前日までに行為許可書及び使用料の納入通知書を郵送します。

(2) 出店当日

- ① テントやキッチンカーの搬入は9時からとなります（9時前からの準備は出来ません）。
- ② 営業時間終了後は、周辺の清掃を行いゴミの散乱が無いよう徹底のうえ、撤収してください。

(3) 出店期間終了後

出店終了日の翌日から10日以内に「アンケートフォーム」から利用者数や今後の出店にあたっての要望や課題などについて回答してください。

※ アンケートフォームは、出店決定時の連絡の際にお知らせします。

8 注意事項

出店申込み前に必ず次の事項を確認ください。

- (1) 電気、調理等の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意してください。
- (2) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。
- (3) 出店時には必ずゴミ箱を設置し、利用者からわかりやすい位置に設置してください。
- (4) ゴミは出店者が持ち帰って処理してください。
- (5) 販売終了後は、設置前と同じ状態へ戻してください（原状復帰）。
- (6) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速かつ適切に対応してください。
- (7) キッチンカー又はテントの破損、紛失等について、帯広市は一切責任を負いません。
- (8) 出店者は、出店場所の使用にあたり、帯広市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (9) 悪天候等避けることの出来ない理由により当該日の開催を中止する場合について、帯広市では発生した損害に対する補償は行いません。
- (10) 販売の権利を第三者に譲渡・転貸することはできません。
- (11) 出店予定日に支障があって出店できない場合は、市に速やかに連絡してください。なお、出店しないことが度重なる場合は、行為許可を取り消すことがあります。
- (12) 出店内容が次のいずれかに該当する場合は、その出店を認めません。
 - ① 法令や公序良俗に反する又は反するおそれがある場合
 - ② 帯広市の施策、条例及び規則に抵触する場合
 - ③ 政治的・宗教的な要素を含む場合
 - ④ 公共性及び公平性が担保できない場合
 - ⑤ 騒音を発生させるなど、公園の良好な環境を保てなくなる恐れがある場合

9 定めのない事項について

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、帯広市と出店者の協議の上、処理するものとする。